

## 松崎町議会基本条例

松崎町は、豊かな自然、歴史、伝統文化等に恵まれており、それら貴重な財産を後世に引継ぐため、協働のまちづくりを進めてきた。

今日、地方分権時代を迎え、地方自治体に対し自己決定及び自己責任が強く求められる中、松崎町議会が町政を担う役割は大きい。

二元代表制の一翼を担う議会は、町民から選ばれた議員による合議制の機関であり、議決事項の責任ある姿勢はもとより、多様な町民の意見を反映するものでなければならない。

その役割を果たすためには、行政の監視機能及び政策立案その他議会の機能を高めるほか、自己研さん等により議員自らが資質の向上を図る必要がある。また、町民の意見を幅広く聴く場を設けるなど、町政の課題に対する町民の意見を的確に把握するとともに、町民への情報提供及び共有化を図り、町民の町政への積極的な参加を求めていくことも必要である。

議会及び議員は、その責務を自覚し、町民の負託に応える議会を目指すことを固く決意し、活動の最も根幹となる支柱として、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、松崎町議会（以下「議会」という。）及び松崎町議会議員（以下「議員」という。）が担う役割を明らかにし、議会の基本理念、基本方針その他議会に必要な基本的事項を定めることにより、町民の負託に的確に応え、もって町政の発展並びに町民等の生活及び福祉の向上を図り、豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

### (意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 松崎町の区域内に居住する者
- (2) 町民等 町民のほか、松崎町の区域内に存する事業所等に勤務する者及び松崎町の区域内に存する学校等に在籍する者
- (3) 町長等 町長その他の町の執行機関の長
- (4) 議長等 議会の議長及び委員長
- (5) 本会議等 議会の本会議及び委員会

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 町民の代表機関であることを認識し、町民の多様な意見を的確に把握するとともに町政に反映させるよう努めること。
- (2) 公正性及び透明性を確保するとともに、情報公開及び情報発信を積極的に行い、町民等にかかれた議会を目指すこと。
- (3) 町長等に対し適切な行政運営が行われているかを監視すること。
- (4) 政策立案及び政策提言に関する機能の強化に努めること。
- (5) 町民等に分かりやすい議会運営に努めること。
- (6) 町民等に信頼される議会を目指し、議会改革を推進すること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動に努めなければならない。

- (1) 二元代表制の一翼を担う議会の一員であることを自覚し、誠実かつ公正に活動すること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (3) 一部の団体及び地域の代表者でなく、町民等の全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。
- (5) 町民等に対し、積極的に情報発信を行うこと。

(災害時の議会对応)

第5条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

- 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、別に定める。

(委員会の活動)

第6条 議会は、町政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

- 2 常任委員会は、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査を実施し、政策立案及び政策提言を行うこと。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 4 委員会に関しては、松崎町議会委員会条例（昭和63年松崎町条例第7号）で別に定める。

(議員研修及び調査研究)

第7条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上並びに議会運営の強化等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させ

るよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層との調査研究を積極的に行うものとする。

3 議員は、第1項の議員研修に関して積極的に提案し、及び参加するよう努めるものとする。

(政治倫理)

第8条 議員は、町民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、町民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 政治倫理に関しては、松崎町議会議員政治倫理条例（令和 年松崎町条例第 号）で別に定める。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、多様な広報手段を活用し、町民等が議会及び町政に関心を持つようにするとともに、町民の意見を反映した広報活動に努めるものとする。

(町民との関係)

第10条 議会は、町民との協働による開かれた議会の実現に努めるものとする。

2 議会は、町民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するため、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、町民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、町民との意見交換の場を設けることができるものとする。

5 議会は、基本的な政策等の立案に当たっては、パブリックコメントその他の意見公募手続を活用できるものとする。

(町長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、町長等と適切な関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくものとする。

(質問等)

第12条 議員は、本会議等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするとともに、町民に分かりやすい方法で行うものとする。

2 町長等は、会議等における質問等に対して、議長等の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨又は根拠を確認し、及び対案の提示を求めるための発言をすることができる。

(議会の機能の強化)

第13条 議会は、町長等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び

政策提言に関する議会の機能の強化に努めるものとする。

(議会事務局等)

第14条 議会は、議会の機能の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(他の条例等との関係)

第15条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第16条 議会は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。